

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度（B 法人制度）を創設する場合の弊害・問題点の骨子（案）

1. 検討の基本的枠組み

B 法人制度は、弁護士又は弁護士法人以外の者による法律事務の取扱いを禁止した弁護士法第 7 2 条の特則となるものである。

したがって、B 法人制度を創設する場合の弊害・問題点については、外国法事務弁護士も社員となる B 法人が日本法に関する法律事務を取り扱うことにより、国民の法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとならないかどうかといった観点から、具体的にどのような弊害・問題点が考えられるかについて検討を進めることになる。

2. 外国法事務弁護士に社員資格を付与することについて

- 外国法事務弁護士については、日本法に関する知識・能力についての制度的担保がなく、日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されている。
このような外国法事務弁護士に対して B 法人の社員資格を付与すると、外国法事務弁護士が、社員である地位を利用して、B 法人による日本法に関する法律事務の取扱いに関与するおそれがあるとの考え方があるが、どのように考えるか。
- 具体的には、B 法人による日本法に関する法律事務の取扱い（意思決定、執行）について、社員である外国法事務弁護士が、直接的に関与するおそれがあり、又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがあるとの考え方があるが、どのように考えるか。
- このような弊害の内容、程度については、組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態である B 法人の場合とで異なるのか。異なるとした場合、具体的にどのように異なるのか。
- 外国法事務弁護士も社員となる B 法人が日本法に関する法律事務を取扱い業務とすることにより、我が国における弁護士業務の在り方、特にその公益的側面に何らかの変容をきたすことになるのではないかとこの考え方について、どのように考えるか。
このような問題意識については、組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態である B 法人の場合とで異なるのか。異なるとした場合、具体的にどの

ように異なるのか。

3. 社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属している場合について

- 2. で検討した弊害・問題点については、社員である外国法事務弁護士が外国ローファーム（所属事業体）に所属する場合とそうでない場合とで異なるのか。異なるとした場合、それは、具体的にどのように異なるのか。

例えば、外国ローファームの中には、各国の弁護士を多数擁して国際的に業務展開し、その広範なネットワークを活用しながら、顧客に対して総合的な法律サービスを提供しているところもある。社員である外国法事務弁護士がこのような外国ローファーム（所属事業体）に所属する場合には、各国の所属弁護士の協働による総合的法律サービスを顧客に提供できるメリットがある一方で、当該外国法事務弁護士が当該外国ローファーム（所属事業体）又はその所属外国弁護士と密接な関係を有するため、このような関係を通じて、外国ローファーム（所属事業体）等が、B法人による法律事務の取扱いについて、社員である外国法事務弁護士を介して間接的に関与するおそれがあり、したがって、特にB法人による日本法に関する法律事務の取扱いについては、それだけ、社員である外国法事務弁護士が、直接的に関与し、社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれが高まるのでないか、ひいては、B法人の名のもとに、当該外国ローファーム等が日本法に関する法律事務を実質的に取り扱っているとの評価を免れない事態も生じることになりはしないかなどとの考え方もあるが、どのように考えるか。

- このような弊害の内容、程度については、組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態であるB法人の場合とで異なるのか。異なるとした場合、具体的にどのように異なるのか。

4. 弁護士業務に関する他の専門職との協働関係の在り方との関係について

- B法人制度については、とりわけ渉外的法律サービスの分野において弁護士と外国法事務弁護士とが提携・協働関係を構築する必要性が一層高まっている現状にかんがみ、現行の制度（組合形態での外国法共同事業、相互の雇用）に加えて、新たにB法人制度を創設することの是非を検討するものである。

弁護士とそれ以外の専門職との提携・協働関係の在り方については、専門職ごとに問題状況が異なるとの基本的認識に基づき、当研究会での議論は、外国法事務弁護士以外の専門職との間の提携・協働関係の在り方について直ちに影響を与えるものでないとの考え方があがるが、どのように考えるか。

以上